

国民年金保険料の 免除・猶予制度をご利用ください

本人・世帯主・配偶者の前年所得がそれぞれ一定額以下、または経済的理由などにより保険料の納付が困難な方のために、保険料の免除・猶予制度や学生納付特例制度があります。

保険料が未納のままでは将来の老齢基礎年金に反映されず、減額や受け取れない場合があります。また、障がいや死亡といった不慮の事態が発生した時に、障がい基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合もあります。保険料の納付が困難な場合には、未納のままにせず、保険料の免除・猶予や納付特例制度をご利用ください。

【免除・猶予制度の概要（平成23年度）】

制度名	免除後の月額保険料	老齢基礎年金額への反映割合	前年所得の審査対象者	年金を受給するとき	後から保険料を納めたいとき
全額免除	0円	2分の1	本人 + 世帯主 + 配偶者	保険料納付済期間と同じ扱いです	10年以内なら納めることができます ※ただし、3年目以降に納めるときには加算金がつきます
4分の3免除	3,760円	8分の5			
半額免除	7,510円	4分の3			
4分の1免除	11,270円	8分の7			
若年者納付猶予（30歳未満）	0円	年金額に反映されません	本人+配偶者		
学生納付特例	0円	年金額に反映されません	本人のみ		
未納		年金額に反映されません		年金が受けられない場合があります	2年を過ぎると納めることができません

※一部免除を受けた方でも、減額された免除後の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、忘れずに保険料の納付をお願いいたします。

※承認期間中の病気やケガが原因で障がい者になった場合には、障がいの程度に応じて障がい基礎年金が支給されます。ただし、承認期間以外に保険料の未納期間があると支給されないこともあります。

免除・猶予等の期間

- 各免除・猶予 7月から翌年6月
- 学生納付特例 4月から翌年3月

申請期限

- 平成23年度分の申請は随時受け付けています。
- 平成22年度分は8月1日（月）まで申請することができます。（学生納付特例は除きます。）

申請の際に必要なもの

- 年金手帳
 - 印鑑
 - 雇用保険受給資格者証または離職票のコピー（失業の場合）
 - 学生証の写しまたは在学証明書（学生の場合）
- ※申請する年の1月1日以降に清里町に転入された方は、前住所地で発行する所得証明書が必要です。

お問い合わせ先 ●町民課町民生活グループ（戸籍年金担当）
●北見年金事務所（国民年金課）

☎25-3577

☎0157-25-9635